

認可外保育施設を利用する保護者の方へ

～文京区認可外保育施設利用事業補助制度のご案内～

令和 7 年度版(令和 7(2025)年 4 月～令和 8(2026)年 3 月)

■ 補助制度の概要

文京区では、「保育の必要性」があり、認可外保育施設を利用する保護者の方を対象として、保育料の補助制度を実施しています。補助制度は、幼児教育・保育の無償化による給付金（以下「施設等利用費」という。）と、区による上乗せ補助金（以下「保護者負担軽減補助金」という。）から構成されています。

ご利用の認可外保育施設の種別や在籍クラス、世帯の課税状況等によって補助内容は異なります。

■ 補助金の交付要件

以下の要件を施設等利用費は満たした日から、保護者負担軽減補助金は満たした日の翌月（満たした日が月の初日の場合はその月）から対象となります。

- 申請者及び施設を利用する児童がともに、文京区に住民登録をしている。
- 施設を利用する児童が、文京区から「保育の必要性」の認定を受けている。
- 補助の対象となる施設を利用・在籍している。
- 利用料を納入している（滞納がない。）。
- 同月中に以下の施設を利用していない。

認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）、定期利用保育事業

■ 補助制度ご利用の流れ

当補助制度の利用を希望される場合、以下の手順でお手続きください。

① 入園予定（在園）施設等が、当補助制度の対象施設かどうかを確認する。

2 ページをご参照ください。

補助金の対象施設である場合は、②へお進みください。

② 保育の必要性の認定を受ける。

補助対象になるためには、対象児童が文京区から「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。

詳細は 6 ページをご確認ください。認定は申請書を受理した日から行い、日付を遡ることはできません。

認定がない期間は補助対象外となりますのでご注意ください。

③ 入園後、補助金の申請を行う。

申請受付期間は、令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 3 月 15 日（日）です。詳細は 7 ページをご参照ください。

■ 補助対象施設

原則として、以下の2つの条件を満たしている認可外保育施設が対象となります。

- **都道府県等に認可外保育施設の開設に係る届出**を行い、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている。

都内の届出済施設は、東京都福祉局のホームページ（以下「HP」という。）に掲載されています（一部の施設・自治体を除く）。

- **施設が所在する自治体から無償化対象施設として「確認」**を受けている。

文京区内の確認済施設は、区 HP に掲載しています。文京区外の施設については、施設所在自治体へお問合せください。

<p>東京都福祉局 HP（認可外保育施設一覧） https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/ninkagai-ichiran</p>		<p>文京区 HP（確認済施設一覧） https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001715.html</p>	
--	---	---	---

■ 施設区分表

補助対象施設について、施設の種別等に応じて、補助内容が以下のとおり異なります。

施設区分	該当する施設等	案内ページ
区分A	東京都認証保育所	3ページ
区分B	認可外保育施設（C以下の施設に該当する場合を除く。）	
区分C	院内・事業所内保育施設（従業員枠）	4ページ
区分D	企業主導型保育事業	
区分E	居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター） 一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（一時預かりに限る）	
区分F (補助対象外)	定期利用保育事業 幼児教育・保育の無償化の対象となる場合、保育料が直接減額となります。 無償化にあたって必要となる申請はありません。 その他地方公共団体による独自事業の施設 補助制度の実施等については、事業を実施する地方公共団体へ直接お問い合わせください。	-

■ クラス表

以下の表のように2025年4月1日現在の年齢で、クラスを決定し補助基準額を決定いたします。

クラス	生年月日
3～5歳児クラス (年少～年長)	2019（令和元）年4月2日～2022（令和4）年4月1日
0～2歳児クラス	2022（令和4）年4月2日～

■ 補助金の種類及び補助基準表

■ 補助金の種類

● 施設等利用費

幼児教育・保育の無償化に伴い支給される補助金です。「保育の必要性」の認定を受けている期間に応じて日割計算を行います。

● 保護者負担軽減補助金

文京区から交付される補助金です。月の初日時点での状況に応じてその月の交付の有無を判断し、日割計算は行いません。

※ 保護者負担軽減補助金について、実際に施設に支払った利用料と給食費を合算した額が補助基準額未満の場合は、利用料と給食費を合算した額が上限となります。

※ 日用品、文房具、行事参加費、通園送迎費等はいずれの補助金も対象とはなりません。

● 施設区分 A 認証保育所

クラス	所得等の状況		施設等利用費	保護者負担軽減補助金	合計		
0歳児クラスから2歳児クラス	48,000円以上	第1子	/	40,000円	40,000円		
		第2子以降		67,000円	67,000円		
	48,000円未満	第1子		50,000円	50,000円		
		第2子以降		70,000円	70,000円		
	区市町村民税（均等割を含む）が非課税			第1子	42,000円	25,000円	67,000円
				第2子以降	28,000円	70,000円	
3歳児クラスから5歳児クラス	157,000円以上	第1子	/	20,000円	57,000円		
		第2子以降		20,000円	57,000円		
	48,000円以上 157,000円未満	第1子		23,000円	60,000円		
		第2子以降		20,000円	57,000円		
	48,000円未満	第1子		33,000円	70,000円		
		第2子以降		37,000円	70,000円		
	区市町村民税（均等割を含む）が非課税			第1子	20,000円	57,000円	
				第2子以降	33,000円	70,000円	

● 施設区分 B 認可外保育施設（C以下の施設に該当する場合を除く。）

クラス	所得等の状況		施設等利用費	保護者負担軽減補助金	合計
0歳児クラスから2歳児クラス	区市町村民税（均等割を含む）が課税	第1子	/	40,000円	40,000円
		第2子以降		67,000円	67,000円
2歳児クラス	区市町村民税（均等割を含む）が非課税		42,000円	25,000円	67,000円
3歳児クラスから5歳児クラス	/		37,000円	20,000円	57,000円

●施設区分 C 院内・事業所内保育施設（従業員枠）

クラス	所得等の状況		施設等利用費	保護者負担軽減補助金	合計
0歳児クラス から 2歳児クラス	区市町村民税（均等割を含む） が課税される世帯	第1子	42,000円	27,000円	補助対象外
		第2子以降			27,000円
2歳児クラス	区市町村民税（均等割を含む） が非課税の世帯	第1子	42,000円	10,000円	42,000円
		第2子以降			52,000円
3歳児クラス から 5歳児クラス			37,000円		37,000円

※ 地域枠は、施設区分 B です。従業員枠か地域枠かのご確認は、お通りの園にお問合せください。

●施設区分 D 企業主導型保育事業

【従業員枠】

クラス	所得等の状況		施設等利用費	保護者負担軽減補助金	合計
0歳児クラス から 2歳児クラス	区市町村民税（均等割を含む） が課税される世帯	第1子		27,000円	補助対象外
		第2子以降			27,000円
2歳児クラス	区市町村民税（均等割を含む） が非課税の世帯*	第1子		10,000円	補助対象外
		第2子以降			10,000円

【地域枠】

クラス	所得等の状況		施設等利用費	保護者負担軽減補助金	合計
0歳児クラス から 2歳児クラス	区市町村民税（均等割を含む） が課税される世帯	第1子		45,000円	補助対象外
		第2子以降			45,000円
2歳児クラス	区市町村民税（均等割を含む） が非課税の世帯*	第1子		10,000円	補助対象外
		第2子以降			10,000円
3歳児クラス から 5歳児クラス	第1子			5,000円	補助対象外
	第2子以降*				5,000円

※ 従業員枠か地域枠かのご確認は、お通りの園にお問合せください。

※ 施設等利用費は、保育所に対し国から直接補助されます。

●施設区分 E 居宅訪問型保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、
ファミリー・サポートセンター事業（一時預かり）

クラス	所得等の状況	施設等利用費	給食費に対する補助
0歳児クラス から2歳児ク ラスまで	区市町村民税（均等割を含む）が非課税の世帯	42,000円	4,500円
3歳児クラス から5歳児ク ラスまで		37,000円	

+

※ 一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業は給食費に対する補助の対象外です。

■ 区市町村民税所得割課税額について

- 令和7年4月から8月までの補助基準額は、令和6（2024）年度の区市町村民税所得割課税額、令和7年9月から令和8年3月までの補助基準額は、令和7（2025）年度の区市町村民税所得割課税額により決定します。
- 住宅借入金等特別控除・寄附金控除（ふるさと納税等）等の税額控除がある場合は、控除前の税額を適用します。
- 以下に該当する方は、世帯の区市町村民税所得割課税額を証明する書類の提出がない場合、区市町村民税所得割課税額が0歳児クラスから2歳児クラスまでについては48,000円以上、3歳児クラスから5歳児クラスまでについては157,000円以上の課税世帯に該当するものとみなして補助基準額を決定します。

【施設区分Aをご利用の方】

No.	提出が必要となる方	対象月	提出するもの	提出時期
1	令和6年1月1日時点で住所が文京区ではない方のうち、以下のいずれかに該当する方 【対象児童が2歳児クラス以下に在籍する場合】 区市町村民税所得割課税額が48,000円未満もしくは非課税の方 【対象児童が3歳児クラス以上に在籍する場合】 区市町村民税所得割課税額が157,000円未満もしくは非課税の方	令和7年4月～8月 ※この期間の補助を申請しない場合は提出不要です。	令和6（2024）年度 区市町村民税所得割課税額を証明する書類※ または 非課税証明書	補助金申請時
2	令和7年1月1日時点で住所が文京区ではない方のうち、以下のいずれかに該当する方 【対象児童が2歳児クラス以下に在籍する場合】 区市町村民税所得割課税額が48,000円未満もしくは非課税の方 【対象児童が3歳児クラス以上に在籍する場合】 区市町村民税所得割課税額が157,000円未満もしくは非課税の方	令和7年9月～令和8年3月 ※この期間の補助を申請しない場合は提出不要です。	令和7（2025）年度 区市町村民税所得割課税額を証明する書類※ または 非課税証明書	補助金申請時 ※申請する時点で添付できない場合は、入手次第速やかに7ページの提出先へ郵送または持参してください。

【施設区分B～Eをご利用の方】

No.	提出が必要となる方	対象月	提出するもの	提出時期
1	以下のすべてに該当する方 ・令和6年度の区市町村民税が非課税の方 ・令和6年1月1日時点で住所が文京区ではない方 ・対象児童が0～2歳児クラスに在籍している方	令和7年4月～8月 ※この期間の補助を申請しない場合は提出不要です。	令和6（2024）年度 区市町村民税非課税証明書	補助金申請時
2	以下のすべてに該当する方 ・令和7年度の区市町村民税が非課税の方 ・令和7年1月1日時点で住所が文京区ではない方 ・対象児童が0～2歳児クラスに在籍している方	令和7年9月～令和8年3月 ※この期間の補助を申請しない場合は提出不要です。	令和7（2025）年度 区市町村民税非課税証明書	補助金申請時 ※申請する時点で添付できない場合は、入手次第速やかに7ページの提出先へ郵送または持参してください。

※所得割額を証明する書類の詳細はこちら



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001710>

■ 「保育の必要性」の認定について

「保育の必要性」の認定とは、「教育・保育給付 2号、3号認定」または「施設等利用給付 2号、3号認定」を指します。認定の種別や期間は、お子様のご年齢や住民税の課税状況、保護者の保育の必要性の要件により異なります。

補助対象となるのは当該児童が「保育の必要性」の認定を受けている期間のみです。

認定を受けていない場合は、文京区へ認定の申請手続きを行ってください。

詳細は、区 HP（右記）をご確認ください。



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001703.html>

【注意事項】

● 認定開始日について

「保育の必要性」の認定は申請書類を受理した日から行い、原則として日付を遡ることはできません。

● 認定期間の管理について

「保育の必要性」の認定終了日は申請内容によって異なります。

「保育の必要性」の認定が無い期間は補助対象外となるため、必ずご自身で認定期間の管理を行ってください。

● 保育の必要性の要件が変更になった場合について

「保育の必要性」の認定事由が変更になった場合は、改めて手続きが必要です。認定事由が消滅した場合も、手続きを行う必要があります。

● 現況確認について

「保育の必要性」の認定事由が続いていることを確認するため、年度に1回（概ね12月頃）、保育の要件を確認する書類をお願いしています（以下「現況確認」という。）。現況確認の結果、「保育の必要性」の消滅、変更が判明した場合は、「保育の必要性」の認定期間を短縮または取り消すことがあります。

● 認定取消による返還

補助金の交付を受けた後、「保育の必要性」の事由が確認できない等の理由で、遡って「保育の必要性」の認定が取り消された場合、取り消された期間分としてお支払している補助金は返還いただきます。

■ 補助金の申請方法

補助金の申請は、年度に1回必要です。

原則、電子申請による提出をお願いしております。

電子申請を行う環境が整っていない等の事情がある場合は、申請書（紙）による申請も可能ですが、申請受理の通知はありません。申請書類の到着を確認したい場合は、記録が残る方法でご提出ください。

※ 電子申請による受付

以下の URL よりご申請ください。

<https://logoform.jp/form/6KSu/953889>



※ 申請書(紙)による受付

郵送又は持参により、文京区幼児保育課へ申請書を提出してください。

郵送で申請される場合は、以下の宛先に申請書類をお送りください。

※ 申請内容に変更が生じた場合

補助金の申請後、申請内容に変更が生じた場合、「内容変更届」の提出が必要です。

電子申請フォームでご提出いただくか、紙を以下宛先までご提出ください。



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001712.html>

■ 申請・提出期間

● **令和7年4月1日（火）から令和8年3月15日（日）（郵送の場合は当日消印有効）**

※提出期間外の受付はできませんので、必ず上記期間内にご提出ください。

▶ 郵送・宛先

〒112-8555 文京区春日 1-16-21 12 階
文京区幼児保育課施設給付・私立幼稚園担当 宛

■ 申請から支給まで

文京区では、3か月毎に補助金の振込を行っています。

ただし、申請が遅れた場合または内容に不備があった場合は、振込時期が遅れますのでご注意ください。

具体的なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

■ 令和7(2025)年6月15日(日)までの提出

対象月 ※	4～6月分	7～9月分	10～12月分	1～3月分
交付（不交付）決定通知発送	令和7年8月上旬	令和7年11月上旬	令和8年3月上旬	令和8年5月上旬
振込	令和7年8月中旬	令和7年11月中旬	令和8年3月中旬	令和8年5月中旬

■ 令和7(2025)年6月16日(月)から9月15日(月)までの提出

対象月 ※	4～9月分	10～12月分	1～3月分
交付（不交付）決定通知発送	令和7年11月上旬	令和8年3月上旬	令和8年5月上旬
振込	令和7年11月中旬	令和8年3月中旬	令和8年5月中旬

■ 令和7(2025)年9月16日(火)から12月15日(月)での提出

対象月 ※	10～12月分	1～3月分
交付（不交付）決定通知発送	令和8年3月上旬	令和8年5月上旬
振込	令和8年3月中旬	令和8年5月中旬

■ 令和7(2025)年12月16日(火)から令和8(2026)年3月15日(日)までの提出

対象月 ※	1～3月分
交付（不交付）決定通知発送	令和8年5月上旬
振込	令和8年5月中旬

※ 9～3月のお支払いについて、制度変更等によりスケジュールが変更になる可能性があります。予めご了承ください。

■ 注意事項

●最終申請期限は、令和8年3月15日(日)（郵送の場合は当日消印有効）です。

※最終申請期限を過ぎた場合は受付できませんので、お早めにご提出ください。

■ よくあるご質問

■ 共通事項

Q 1. 利用料の領収書や契約書の写しは提出しなくてよいのですか？

A 1. 原則、提出いただく必要はありません。利用料の納入状況は文京区から施設へ直接照会し、確認します。

ただし、施設が照会に応じない場合や、施設等利用費の上限に満たない場合など、別途支払いが確認できる書類の提出を求められることがあります。その場合、区から申請者へ直接ご連絡します。

Q 2. 認可保育所等に入所申込をしておらず、いわゆる待機児童ではないのですが、補助対象になりますか？

A 2. 認可保育所等の入所申込は補助要件ではありませんので、入所保留状態（待機状態）である必要はありません。

Q 3. 「保育の必要性」の認定と、補助制度の申請はそれぞれ行う必要があるのですか？

A 3. それぞれ申請が必要です。

ただし、文京区から今年度の「保育の必要性」の認定を既に受けている方は、「保育の必要性」の認定の申請は不要です。「保育の必要性」の認定については、6 ページをご覧ください。

Q 4. 申請書に記載した施設から、他の施設に移ることになりました。何か届出は必要ですか？

A 4. 内容変更届を提出してください。

内容変更届は 7 ページに記載の QR コードよりダウンロードできます。

また、「保育の必要性」の認定の手続においても別途書類の提出が必要です（詳細は「保育の必要性」の認定についての HP をご確認ください）。

変更事項	変更届の提出
区内転居	必要
区外転出	必要
氏名変更（保護者・児童）	必要
施設の転園（他の施設へ移る）	必要
施設を退園	必要
利用料の変更	不要
契約時間の変更	不要

※上記以外にも変更届の提出が必要となる場合がありますので、詳細は11ページの間合せ先までお問合せください。

「保育の必要性」の認定について



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001703.html>

Q 5. 私立幼稚園に通いながら、午後認可外保育施設を利用しています。私立幼稚園の補助もあるようですが、重複して申請は出来ますか？

A 5. 私立幼稚園の補助が優先されるため、本補助金を利用することはできません。

同様に同月中に以下の施設を利用する場合、その月は原則、当補助金の対象外となります。

認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）、定期利用保育事業

■ 「保育の必要性」の認定について

Q1. 「保育の必要性」の事由に該当しないため、「保育の必要性」の認定を受けることができません。補助金はでませんか？

A1. 「保育の必要性」がない方は施設等利用費及び保護者負担軽減補助金の対象外となります。

Q2. これまで「保育の必要性」の認定を受けていませんでした。認定を受けていなかった期間分の補助金はどうなりますか？

A2. 認定は認定申請書を受理した日から行い、認定の日付を遡ることはできません。認定がない期間分については、補助対象外になります。

Q3. 昨年度、小学校就学前までの期間について「保育の必要性」の認定を受けました。今年度も「保育の必要性」の認定の手続きは必要ですか？

A3. 年度に 1 度、過去に認定した「保育の必要性」の事由が現在も継続していることを確認させていただく必要があります（これを「現況確認」といいます）。

なお、現況届の依頼は、区から対象となる方へ直接依頼します。

Q4. 現在、母は育児・介護休業法に基づく育児休業を取得しています。補助対象になりますか？

A4. 「保育の必要性」の認定を取得できる場合、認定がある期間は補助対象になります。

育児休業中の留意事項等について、以下の区 HP よりご確認ください。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001703.html>



Q5. 現在、認可保育園に通っていますが、4 月からインターナショナルスクールに転園する予定です。改めて「保育の必要性」の認定の申請を行う必要はありますか？

A5. 取得されている「保育の必要性」の認定期間が 4 月以降もある場合は、改めて申請する必要はありません。ただし、認定の要件が「育休継続」である場合は、転園してしまうと要件が無くなり、補助対象とはなりませんので、ご注意ください。

育児休業中の留意事項等について、以下の区 HP よりご確認ください。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001703.html>



■ 施設種別について

Q1. 利用している施設の種別がわかりません。

A1. 利用施設の種別がわからない場合は、施設へ直接お問い合わせください。

なお、東京都内の認可外保育施設については、東京都福祉局の HP に掲載されている「認可外保育施設一覧表」（2 ページ「補助対象施設」参照）から、ご自身で種別を確認することも可能です。ただし、一部の自治体（児童相談所設置区）分は掲載されていないため、施設が所在する自治体へお問い合わせください。

Q2. インターナショナルスクールは幼児教育・保育の無償化の対象施設ですか？

A2. それぞれの施設の設置形態や保育の必要性等によって異なります。

インターナショナルスクールについては、法令上の定義がなく、その設置形態等は施設によって様々です。例えば、幼稚園としての認可を受けていれば、対象施設となります（この場合、幼稚園に係る補助金の対象となります。）。また、認可を受けていなくても、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出を行い、その他の要件を満たしていれば、対象施設となります。施設の種別がわからない場合は、施設へ直接お問い合わせください。

■ 区分 E に該当した方

Q1. 区分 E の施設を利用しています。保護者負担軽減補助金は出ないのでしょうか？

A1. 区分 E に該当する施設は、保護者負担軽減補助金の対象外です。

Q2. 区分 E の施設を利用しています。「0 歳児クラスから 2 歳児クラスまで」の課税世帯に該当するのですが補助金は出ますか？

A2. 幼児教育・保育の無償化の対象外のため、施設等利用費の支給はありません。

■ 問合せ先

■ 「保育の必要性」の認定に関すること

(区市町村民税課税世帯の 0 ～ 2 歳児クラス)

幼児保育課 入園相談係 ☎ (5803) 1190

■ 「保育の必要性」の認定に関すること

(区市町村民税非課税世帯の 0 ～ 2 歳児クラス又は 3 ～ 5 歳児クラス)

幼児保育課 施設給付・私立幼稚園担当 ☎ (5803) 1823

■ 保育料補助制度に関すること

幼児保育課 施設給付・私立幼稚園担当 ☎ (5803) 1823